

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 50 | 健康増進事業の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市市長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 健康増進事業の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>健康増進事業は、健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づき、住民の健康の増進を図るため、生活習慣相談等の実施を行うものである。</p> <p>そのうち、健康増進法第19条の2に基づき実施する健康増進事業として、次の事業に係る検診等の実施、検診情報の記録管理、統計業務等を行う。</p> <p>健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業(健康診査等)</p> <p>(1) 歯周疾患検診 (2) 骨粗鬆症検診 (3) 肝炎ウイルス検診(※) (4) 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 (5) 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 (6) がん検診</p> <p>※本市では、同法に基づく肝炎ウイルス検診は未実施。</p> <p>また、番号法第9条第1項 別表第1の76の項(健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)の規定により、個人番号を用いることになる。</p> |
| ③システムの名称 | 成人保健情報管理システム、システム連携基盤、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 成人検診情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項 別表第1の76の項 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第2の102の2項</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 |
| ②所属長の役職名 | 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <ul style="list-style-type: none"> 健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2431 総務企画局コンプライアンス・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話番号: 044-200-2108 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>健康福祉局保健医療政策部健康増進担当 住 所: 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2431</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

